

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 12 日

飯塚市企業管理者 石 田 愼 二

1 都市計画の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

飯塚市弁分の一部

3 縦覧場所

飯塚市 企業局 下水道課（飯塚市忠隈 523 番地 穂波支所 2F）